

山口市出産祝金条例施行規則

平成19年3月23日

規則第25号

改正 平成24年7月3日規則第24号

平成25年3月22日規則第12号

平成26年3月31日規則第13号

平成28年3月18日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市出産祝金条例(平成19年山口市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 出産祝金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出産祝金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、世帯全員の住民票の写しを添付して市長に申請するものとする。その他必要に応じて状況が確認できる関係書類を添付するものとする。

(決定及び却下の通知)

第3条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給資格があると認めるときは、出産祝金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、次に掲げる事項に該当し支給資格がないと認めるときは、出産祝金支給却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 条例第3条に規定する支給資格を満たさないとき。
- (2) 第2条に規定する申請書及び添付書類に不備があるとき。
- (3) 条例の規定に違反したとき。

(支給の方法)

第4条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「受給者」という。)への出産祝

金の支給は、福祉課において市長が別に定める山県まちづくり振興券の相当額の交付をもって充てるものとする。

(返還請求)

第5条 条例第7条の規定による出産祝金の返還の請求は、出産祝金返還請求書(様式第4号)により出産祝金を返還すべき者に通知して行う。

(出産祝金支給原簿)

第6条 市長は、出産祝金支給台帳(様式第5号)を備え、出産祝金の受給者及びその支給状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月3日規則第24号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。